

財務省告示第五百四十二号
 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四
 十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を
 買入
 消却したので、その国債の名称等を別表のとおり
 告示する。

平成十五年八月七日

財務大臣 塩川 正十郎

（別表）

国債の名称	記号	買入消却 実行日	額面金額 の総額	額面金額百 円当りの 買入価格の
割引国庫債券 (五年)	第百十七回	平成二十五年 七月二十三日	二百万円	九十八銭九円九
利付国庫債券 (五年)	第十三回	平成二十五年 七月二十三日	九千万円	百円
利付国庫債券 (十年)	第百六十七回	平成二十五年 七月二十三日	七百九十 万円	百円
”	第百六十八回	平成二十五年 七月二十三日	百万円	百円
合 計			一億九十 万円	

